

生駒市議会規則第2号

生駒市議会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

生駒市議会議長 山田 正弘

生駒市議会事務局規則の一部を改正する規則

生駒市議会事務局規則（平成2年3月生駒市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第11号中「200万円以上1,000万円未満」を「500万円以上2,000万円未満」に改め、同条第15号中「1,000万円以上」を「2,000万円以上」に改め、同条第16号中「200万円以上1,000万円未満」を「500万円以上2,000万円未満」に改める。

第10条第12号及び第17号ケ中「200万円未満」を「500万円未満」に改める。

第10条の2第3号中「5万円未満」を「100万円未満」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「10万円未満」を「100万円未満」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 予定価格100万円未満の工事の施行、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工に関すること。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。